

1. 議事日程

[平成25年第3回安芸高田市議会臨時会第1日目]

平成25年11月27日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第79号 安芸高田市民憲章について

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	玉重輝吉	2番	玉井直子
3番	久保慶子	4番	下岡多美枝
5番	前重昌敬	6番	石飛慶久
7番	児玉史則	8番	大下正幸
9番	水戸眞悟	10番	先川和幸
11番	熊高昌三	12番	宍戸邦夫
13番	山本優	14番	秋田雅朝
15番	藤井昌之	16番	青原敏治
17番	金行哲昭	18番	塚本近

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

16番	青原敏治	1番	玉重輝吉
-----	------	----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

市長	浜田一義	副市長	藤川幸典
教育長	永井初男	総務部長	沖野文雄
企画振興部長	竹本峰昭	市民部長	新川昭夫
福祉保健部長兼福祉事務所長	武岡隆文	産業振興部長	清水勝
産業振興部特命担当部長	小田忠	建設部長兼公営企業部長	西原裕文
教育次長	沖野和明	消防長	久保高憲
会計管理者	森川薫	八千代支所長	叶丸一雅
美土里支所長	高本修	高宮支所長	藤井静雄
甲田支所長	秋重正義	向原支所長	岡崎賢志

総務課長 杉安明彦 行政経営課長 西岡保典
政策企画課長 山平 修

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長 外輪勇三 事務局次長 山中 章
総務係長 森岡雅昭 主 任 大足龍利



午前10時00分 開会

- 塚本議長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は18名であります。
定足数に達しておりますので、これより平成25年第3回安芸高田市議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。
外輪事務局長。
- 外輪事務局長 諸般の報告をいたします。
第1点、市長並びに教育委員長より臨時会に説明員として出席委任するものの職氏名の一覧が提出されております。
第2点、市長より3,000万円以上、1億5,000万円未満の工事請負契約の締結について5件の報告がありました。
第3点、市長より議会の委任による専決処分事項について4件の報告がありました。
第4点、監査委員より平成25年9月分及び10月分例月出納検査の報告がありました。それぞれの写しをお手元に配付しておりますので、御了承ください。以上で諸般の報告を終わります。
- 塚本議長 以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 塚本議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、16番青原敏治君、及び1番 玉重輝吉君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

- 塚本議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本臨時会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議をいただいておりますので、その結果について議会運営委員長 秋田雅朝君の報告を求めます。
- 秋田議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会報告を行います。
平成25年第3回臨時会の運営につきまして、去る、11月20日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので、報告いたします。
まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日1日といたしました。
次に、本臨時会に付議されます案件は、議案第79号「安芸高田市民憲章について」の1件でございます。なお、本件につきましては、委員会への付託を省略することといたしました。
以上、報告を終わります。

○塚本議長 お諮りします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は本日1日とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第79号 安芸高田市民憲章について

○塚本議長 日程第3、議案第79号「安芸高田市民憲章について」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

本日、平成25年第3回臨時会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には御多用の中、御参集を賜り、まことにありがとうございます。このたびの臨時会へ、安芸高田市民憲章についての議案1件を提出いたしております。どうかよろしく御審議をいただきますようお願いを申し上げます。

議案第79号「安芸高田市民憲章について」提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、合併協議会において「慣行の取扱」の中で、合併後、新市において制定することとされていまして「市民憲章」を定めるものであります。

安芸高田市は本年3月で合併10年目を迎えております。これを節目と捉え、これを契機に市民相互のさらなる一体感を醸成し、もって協働のまちづくりに資することを目的に、市民憲章を定めるものでございます。

制定にあたっては、市民公募をもとに、10人の委員で構成された「安芸高田市民憲章審議会」により、慎重に調査並びに審議をされた結果であります答申書を踏まえ、定めるものでございます。

これからの「まちづくり」にとって大きな推進力になることを期待し、内外に発信してまいりたいと考えております。よろしく御審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 要点の御説明を申し上げます。

制定の目的及び趣旨につきましては、先ほどの市長の提案理由のとおりでございます。

経過について御説明申し上げます。安芸高田市民憲章審議会は、昨年の12月定例会において条例制定の後、10名の委員の構成により設置をいたしました。審議会は7回開催をされております。

市民公募につきましては、本年5月1日より5月31日まで行い、374人の

方々から858条の提案をいただいたところでございます。

諮問並びに答申につきましては、第1回の審議会開催日にあわせ市長より審議会に対し、本年3月26日に諮問をさせていただきました。これを受け、審議会は7回開催され、調査・研究の後、去る11月12日に答申書が提出されました。なお、本議案につきましては、審議会答申を尊重し、答申された市民憲章をそのまま議案として提案したものでございます。答申書につきましては、参考資料をおつけしておりますので別紙を御参照いただきたいと思います。

公表につきましては、本日の臨時会に議案として提出させていただいておりますが、議決をいただきましたら、来る12月1日の市制施行10周年記念式典において市民の皆様にお知らせをいたしたいと考えております。また、あわせて市のホームページなどに掲載し、以降、各行事や式典において唱和していくことを促進したいと考えております。

なお、本議案は地方自治法第96条に規定します議決事項ではありませんが、行政全ての行動の原点となることから議会の議決を得たいと考え、提案をいたしました。以上で要点の説明を終わります。

○塚本議長

これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(異議なし)

○塚本議長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○塚本議長

異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第79号「安芸高田市民憲章について」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって本臨時会の日程は全て終了いたしました。

これにて、平成25年第3回安芸高田市議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午前10時11分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員